

岡山県社会福祉士会第三者評価事業 評価料金表
【2023 年度版】

区分／事業所の種別	利用定員	評価料金 (消費税込み)	備考
<p>●障害分野 障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）、障害者支援施設、障害児入所施設（福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援）、障害児通所施設（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）</p> <p>●高齢分野 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所事業（短期入所生活介護）、老人居宅介護等事業（訪問介護）、老人デイサービス事業（通所介護）</p> <p>●児童分野 児童養護施設、保育所、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、放課後児童クラブ</p> <p>●生活保護分野 救護施設</p> <p>●その他分野 上記以外の福祉サービス ※但し、受審を希望する福祉サービス事業所との話し合いによって決定する。</p>	1～50 人	330,000 円	①本会会員が所属する施設を対象に本会会員からの受審申込があった場合は、左記料金から 20,000 円を差し引く。
	51～100 人	385,000 円	②1 法人が同一年度内に複数の事業所の受審をした場合には、2 か所目以降の評価料金を 20,000 円ずつ差し引く。
	101 人～	440,000 円	<p>③同一事業所・施設内の異なる種別のサービスをそれぞれ評価する場合は、定員を合算し評価料金を決定する（2 施設まで）。</p> <p>④岡山県（福祉サービス第三者評価）もしくは全社協（社会的養護施設第三者評価）が指定する評価基準に基づいた自己評価を契約日から概ね 6 ヶ月以内に組織的に行っている場合は、その結果を本評価に活用でき、評価料金から 20,000 円を差し引く。</p> <p>⑤ご希望により、県内では初となるプロセス調査を実施します。契約前に予めご相談下さい。その際の料金は評価料金に含まれ、追加はありません。</p>

※ 評価料金は、以下に示す一切の料金を含む（追加料金はかかりません）。

- ・評価調査者にかかる経費（報償費、旅費、調査日の検食代など）
- ・利用者調査の通信費
- ・認証作成料
- ・管理費
- ・プロセス調査費

※ 社会的養護施設の評価料金は、定員にかかわらず一律 330,000 円とする（但し、社会的養護施設の場合定期的に自己評価を実施していることから、表中備考④を併用することで、評価料金は 310,000 円となる）。

参考：「第三者評価受審費加算（措置費）」は 314,000 円

※ 評価料金には、消費税を含む。